

福島第二原子力発電所の廃止措置の実施に係る事前了解
願いに対する回答

- 1 日 時 令和3年6月16日（水）16:30～
- 2 場 所 県庁北庁舎2階 プレスルーム
- 3 当 方 知事 内堀 雅雄
- 4 相 手 東京電力ホールディングス株式会社 小早川 智明代表執行役社長
- 5 内 容 福島県知事から東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長宛の回答内容は次のとおりです。

「東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」第3条に基づき令和2年5月29日付け原管発官R2第58号で提出がありましたこのことについては、下記意見を付して了解します。

また、同協定第4条に基づく福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）による確認結果については、別紙のとおりです。

記

1 要求事項の確実な実施

福島第二原子力発電所の廃止措置については、技術検討会が取りまとめた9項目の要求事項を確実に実行し、安全対策に万全を期すこと。特に、長期的な対応となる使用済燃料の県外搬出の取組を確実に進めるとともに、放射性廃棄物の処分について責任を持って取り組み、早期に方向性を示すこと。

2 安全文化の醸成

長期にわたる廃止措置を福島第一原子力発電所の廃炉と並行して進めるに当たり、県民が不安を抱くことがないように、東京電力の社員を始め廃止措置に関わる全ての職員が、安全に対する意識や法令遵守の理念を共有し、継続的に安全文化の醸成を図ること。

3 地域との連携推進

福島第一原子力発電所と合わせた廃炉は当県復興の大前提であり、安全を最優先に責任を持って廃炉の取組を進めるとともに、地元企業や事業者との連携を図り、地域とともに復興に向けた取組を加速すること。